

議案第 55 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

マンションの建替え等の円滑化に関する法律が一部改正され、要除却等認定を受けて建て替え、又は更新するマンションについて、各部分の高さの制限の緩和に係る特例が追加されたことに伴い、その審査手数料を定める等のため改正する。

[内 容]

- 1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う規定の整備（第 22 条関係）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の題名が次のように改められたことに伴い、同法を引用する規定を整備することとする。

改 正 後	改 正 前
マンションの再生等の円滑化に関する法律	マンションの建替え等の円滑化に関する法律

- 2 マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく事務に係る審査手数料の追加（第 22 条関係）

要除却等認定を受けて建て替え、又は更新するマンションであって、一定の規模以上の敷地面積を有し、かつ、市街地の環境の整備改善に資すると認められるものに対する各部分の高さの特例の許可に係る審査手数料は、1 件につき 16 万円とすることとする。

[適 用]

公布の日